

日時：令和4年2月24日（木）11：00～

場所：個人情報保護委員会 委員会室

出席者：丹野委員長、小川委員、中村委員、大島委員、浅井委員、加藤委員、高村委員
福浦事務局長、佐脇審議官、三原事務局次長、西中総務課長、赤阪参事官、
山澄参事官、栗原参事官、鴨参事官、片岡参事官

○西中総務課長 それでは、定刻になりましたので、ただいまより会議を始めます。

本日は、梶田委員及び藤原委員が御欠席です。

以後の委員会会議の進行につきましては、丹野委員長にお願いいたします。

○丹野委員長 それでは、ただいまから、第199回個人情報保護委員会を開会いたします。

本日の議題は一つでございます。

議題1「医療関連分野における個人情報の適切な取扱いのためのガイダンスの一部改正案の意見募集結果について」、事務局から説明をお願いいたします。

○事務局 「医療関連分野における個人情報の適切な取扱いのためのガイダンスの一部改正案の意見募集結果について」、御説明申し上げます。

昨年12月22日の第195回委員会において、「医療関連分野における個人情報の適切な取扱いのためのガイダンスの一部改正案」を取りまとめ、意見募集を実施したところであり、その結果についての御報告となります。

資料1-1は「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取扱いのためのガイダンスの一部改正案」に関する意見募集の結果について示しているものでございます。こちらは6の個人又は団体から延べ17件の御意見が寄せられております。また、別紙として、意見募集結果の全ての意見及び回答を記載しております。

資料1-2は「健康保険組合等における個人情報の適切な取扱いのためのガイダンスの一部改正案」に関する意見募集の結果について示しているものでございます。こちらは1の個人から1件の御意見が寄せられたところです。資料1-1同様、別紙に意見及び回答を記載しております。

資料1-3は「国民健康保険組合における個人情報の適切な取扱いのためのガイダンスの一部改正案」及び「国民健康保険団体連合会等における個人情報の適切な取扱いのためのガイダンスの一部改正案」に関する意見募集の結果について示しているものでございます。こちらは1の個人から2件の御意見が寄せられているところです。こちらも別紙に意見及び回答を記載しているところでございます。

なお、資料1-4から1-7に関しましては、各ガイダンスの案でございます。

各ガイダンスの今回の主な改正点でございますが、仮名加工情報制度の導入等を踏まえて「匿名化」の用語を廃止し、従前「匿名化」の用語を使用していた箇所について、必要に応じて「匿名加工情報及び仮名加工情報に加工」等の表現に修正しております。また、医療・介護ガイダンスにおいては、令和3年6月に公表した公衆衛生例外規定の解釈の明

確化に関する委員会Q&Aを踏まえた事例を追加したところでございます。こちらにつきましても、御意見を頂いたところでございます。

それでは、資料1-1及び別紙について御説明申し上げます。

本意見募集における一部御意見を踏まえ、改正案の内容を一部修正したところでございます。具体的な箇所としましては、まず、3ページにある4番、それから、9ページにある15番について修正しております。

内容としましては、規律移行法人については匿名加工情報の作成は行えないことから、行政機関匿名加工情報の作成に係る規律に従うことを追記するというものです。こちらの御意見を踏まえ、3ページの4番については、御意見に対する考え方とおおり修正しております。具体的には、括弧書きの部分の、ただし、法別表第二に掲げる法人については、匿名加工情報取扱事業者等の義務に関する規定の適用が除外され、匿名加工情報の取扱いについて、独立行政法人等による取扱いとみなして公的部門における規律が適用される、との箇所です。9ページの15番についても類似の追記をしているところでございます。

なお、ガイダンスの反映箇所としましては、資料1-4にございます。具体的には、27ページにあります上から3ポツ目の箇所について、追記内容を反映しております。50ページについても同様の反映をしているところでございます。

また、その他の別紙の意見について御紹介申し上げます。

まず、公衆衛生例外関係で御意見を頂いております。具体的には、3番、5番、8番、11番、12番です。

御意見の内容としまして、3番を御参照いただければと思います。こちらの内容としましては、「医療機関が保有する患者の臨床症例に係る個人データを、有効な治療方法や薬剤が十分でない疾病等に関する疾病メカニズムの解明を目的とした研究のために製薬企業に提供し、その結果が広く共有・活用されていくことで、医学・薬学等の発展や医療水準の向上に寄与し、公衆衛生の向上に特に資する場合であって、本人の転居により有効な連絡先を保有しておらず本人からの同意取得が困難であるとき」は削除するとの御意見を頂いております。

理由としましては、本規定は、製薬企業についてのみこの規定を公衆衛生の向上という論理で上書きしようとするものであり、法の精神に照らして適切だとは考えにくいというものです。他の御意見についても、多少違いはありますが、内容としましては追記部分の削除というものになっております。

これに対し、回答としましては、御指摘の記載は、改正後の法第27条第1項第3号に該当する事例をお示ししたものであり、一般的に現状の案で御理解いただけるものであること、また、当委員会が令和3年6月にQ&Aに追加した内容を踏まえたものであり、個人情報保護法における解釈とも齟齬はないとし、削除は行わない旨、説明しております。

もう一点、17番、匿名化について御紹介申し上げます。

匿名加工情報を新規に設けることが匿名化に関する記載を削除する理由にはならないと

し、匿名化の存続を求めるような御意見となっております。これに対しては「匿名化」等の用語を引き続き使用する場合、仮名加工情報等との間で誤認・混同が生ずるおそれがあると考えられると回答し、同じく、現状の案のとおりとしております。

次に、資料1-2の別紙及び資料1-3の別紙でございますが、これらの御意見につきましては、所管の厚労省に対する意見とみられまして、所管の厚労省の責任で対応しております。

説明は以上でございます。何とぞよろしくお願いたします。

○丹野委員長 ありがとうございます。

ただいまの説明につきまして、御質問、御意見をお願いいたします。

高村委員。

○高村委員 医療や介護の分野においては、患者や利用者、被保険者などの要配慮個人情報を取扱っていますから、その権利利益の保護の観点からも、医療や介護の提供の現場、また、医療や介護の保険事務の現場において、制度改正の趣旨や内容についてしっかりと理解していただく必要があります。このため、当委員会としては、厚生労働省と連携の上、令和4年4月1日の施行に向けて、適切かつ効果的な周知に努める必要があります。

以上です。

○丹野委員長 ありがとうございます。

他にどなたか御質問、御意見等はございますでしょうか。よろしいでしょうか。

それでは、まずは、医療関連分野ガイダンスの改正について、貴重な御意見をお寄せいただいた皆様に感謝を申し上げたいと思います。

特に修正の御意見がないようですので、原案のとおり決定して、通知・公表の手続を進めたいと思いますが、よろしいでしょうか。また、その際、技術的な修正については私に一任いただきたいですが、それも併せてよろしいでしょうか。

御異議がないようですので、そのように取り扱うことといたします。事務局においては所要の手続を進めてください。

引き続き、医療関連分野の実態に即した個人情報の適正な取扱いが確保されるよう、厚生労働省と連携の上で取り組んでまいりたいと思います。

本日の議題は以上でございます。本日の会議の資料につきましては、準備が整い次第、委員会のホームページで公表してよろしいでしょうか。

御異議がないようですので、そのように取扱いをいたします。

それでは、本日の会議はこれで閉会といたします。